

2023年5月15日

商工労働部長 馬場 広由己 様

自治労大阪府職員労働組合

商工支部 支部長 中村正則

労働支部 支部長 池口忠史

商工労働部長の着任に伴う要求と交渉について

自治労府職商工支部並びに労働支部は、商工労働部で働くすべての職員が安心して働き続けられる職場環境づくりのため、取組みを進めているところです。

この度、商工支部並びに労働支部で協議し、4月に着任された馬場部長に以下のとおり要求しますので、従来の労使慣行を尊重し、誠意ある回答をお願いします。

なお、交渉日時については調整のうえ早急に実施されますよう、よろしくお願ひいたします。

記

- 1 労使慣行を厳守し、職員の労働条件に影響を及ぼす問題については、商工支部並びに労働支部と誠実に協議を行ったうえで実施すること。
- 2 セクシュアルハラスメント及びパワーハラスメントについての馬場部長の考え方をお聞かせいただくとともに、商工労働部の職員が安心して働くことが出来るよう、所属長、グループ長などに対する啓発の状況と、その評価を明らかにすること。

また、ハラスメントは「同僚間」や「部下から上司」への問題も生じるおそれがあることから、すべての職員が研修を受講できるよう、実施手法を検討・協議すること。

厚生労働省が運営する「あかるい職場応援団」のサイトでは、ハラスメントを防止する一つの手法に「トップのメッセージ」を発出することが紹介されている。商工労働部においても部長から全職員へのメッセージを発出し、ハラスメントに対する職員の不安を払しょくすること。
- 3 安全衛生委員会（2月）で報告された「部局別の時間外勤務実績」では、商工労働部における総時間外勤務時間は大きく減少しているが、上限規制の対象となる時間外勤務時間は1万2千時間以上増加し、月80時間以上の残業をした職員も倍増している。職員の健康と安全を第一とし、実効ある時間外勤務の抑制を図ること。

また、業務があるにもかかわらず、職員個人の努力に依拠して時間外勤務を減らすことだけを求めれば、結果的に不払い残業が発生する温床となりうることから、管理職のマネジメントによる業務整理を含めた対応を行い、不払い残業の撲滅に努めること。
- 4 職業訓練指導員に支給されていた職業訓練手当について、調整額への見直しに便乗し、支給水準の大幅な切り下げが行われた。

職業訓練手当として支給されていた際と同程度の水準に調整数の見直しを行うとともに、支給水準が大幅に低下した中でも、職業訓練指導員が業務に対して意欲を向上させるための方策を支部とともに研究・協議を進めること。
- 5 大阪産業経済リサーチセンターについては、経済成長率の予測や経済波及効果分析などに対するニーズが高まる一方で、退職者の不補充などにより、そうした専門性が要求される業務を遂行できる経済経営研究職が不足している。

研究職人材を採用し、欠員を補充するなど勤務労働条件を悪化しないように努めること。
- 6 平成24年3月26日締結の確認書で謳われている、「法人移行後、職員の賃金・労働条件に関して問題が生じた場合は、大阪府商工労働部はその都度、職員団体と協議し、法人への指導を含め、問題解決のために必要な措置を講じる。」と労使ともに確認している。引き続き、問題が起きたときには、法人に適切な指導、問題解決に必要な措置を講じること。
- 7 各職場において、労基法に抵触する恐れがある場合や、コンプライアンス違反に抵触することが危惧される場合は、速やかに適正な業務執行が行われるよう取組み、適切に対応できるよ

う勤務・労働条件の改善を図ること。

8 WHOの憲章では、前文において「健康」を次のように定義しています。

「健康とは、病気でないとか、弱っていないと言う事ではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態であることを言います。」となっています。

その定義を鑑み、職員の質を高め、組織の業務遂行力の向上、長時間労働の抑制など、柔軟な取り組みを行えるように、職場環境等を整えること。

また、職場の労働安全衛生対策を図り、心身の健康の保持・増進と疾病予防のため健康診断（人間ドック含む）の充実やメンタルヘルス予防対策、職場によるケア、研修・講習をさらに充実すること。

以上